

第 3 1 号議案

社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	44	協定項目名	社会教育事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>社会教育事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 生涯学習・社会教育事業について</p> <p>ア 学習関係の講座等は、当分の間は現行どおりとし、合併後、新市において統一に向け調整する。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市全体の均衡を考慮し、合併時まで調整する。</p> <p>イ 生涯学習センター等の複合施設は、効率的な管理運営を行うため、調整・検討を行う。また、公設の公民館は、現行のままとする。なお、料金体系等は、合併後検討を行う。</p> <p>(2) 図書館事業について</p> <p>休館日・貸出の手続き等は合併時に統一する。ただし、開館時間は、各館の状況によっては、独自の運用も可能とする。</p> <p>(3) 文化芸術活動振興事業について</p> <p>文化芸術に係る施策や事業、及び施設の管理運営については、合併時は原則として現行どおりとし、合併後、新市において全体的な統一化を図る。</p> <p>(4) スポーツ振興事業について</p> <p>ア 合併時に体育協会を一本化し、施設の管理運営を統一する。なお料金体系等は、合併後、新市において検討を行う。</p> <p>イ 市民・町民体育大会については、新市のスポーツフェスタを新設する。また既存の競技大会については、地域の意向を尊重し、調整する。</p> <p>(5) 人権・同和事業について</p> <p>人権・同和対策事業、及び人権・同和教育事業は、新市においても、引き続き推進していく。</p> <p>(6) 男女平等政策事業について</p> <p>男女共同参画社会推進事業は、合併後、より制度が充実している久留米市の例により統一する。</p>			